別　冊

食安発０４０５第１号
平成２３年４月５日

各 都道府県知事／保健所設置市長／特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値の取扱いについて

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱いについては、「放射能汚染された食品の取り扱いについて」（平成２３年３月１７日食安発０３１７第３号）をもって通知したが、その中では、「原子力施設等の防災対策について」（昭和５５年6月原子力安全委員会）中の「飲食物摂取制限に関する指標」の対象となっていない魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値が設定されていないところである。

しかしながら、先般、魚介類中の放射性ヨウ素を相当程度検出した事例が報告されたところである。

このため、今般、魚介類中の放射性ヨウ素については、当分の間、飲料水及び牛乳・乳製品以外の食品として暫定規制値が設定されている野菜類中の放射性ヨウ素と同一の暫定規制値である 2,000Bq/kg を準用し、これを超過する場合には、食品衛生法第６条第２号に該当するものとして食用に供しない取扱いとすることとしたので、これに沿って適切に対応願いたい。

参考

核　種	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値（Bq/kg）	
放射性ヨウ素 （混合核種の代表核種：^{131}I）	飲料水	300
	牛乳・乳製品　注）	
	野菜類 （根菜、芋類を除く。）	2,000
	魚介類	
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 （^{238}Pu, ^{239}Pu, ^{240}Pu, ^{242}Pu, ^{241}Am, ^{242}Cm, ^{243}Cm, ^{244}Cm 放射能濃度の合計）	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

注）100 Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

平成２３年４月８日
薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
放射性物質対策部会

魚介類中の放射性ヨウ素に関する当面の所見

本年４月４日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会は「食品中の放射性物質に関する当面の所見」をとりまとめたところであるが、その後の魚介類中の放射性ヨウ素に対する食品衛生法上の暫定規制値の取り扱いについて、当部会として以下の所見をとりまとめるものとする。

本年３月２４日、原子力安全委員会は、海水中から放射性ヨウ素及び放射性セシウムが検出されたことを受け、「一般的には、海水中に放出された放射性物質は、潮流に流されて拡散していくことから、実際に魚、海藻等の海洋生物に取りこまれるまでには、相当程度薄まると考えられる。また、放射性ヨウ素については、半減期が８日と比較的短いため、人がこれらの海産物を食するまでには、相当程度低減しているものと考えられる」旨の判断を示している。

他方、４月４日午後、茨城県より厚生労働省に対し、魚（コウナゴ）から放射性ヨウ素を相当程度検出した事例が報告されたことから、厚生労働省では原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の対応方針を受けて、魚介類中の放射性ヨウ素については、当分の間、飲料水及び牛乳・乳製品以外の食品として暫定規制値が設定されている野菜類中の放射性ヨウ素と同一の暫定規制値である２，０００Bq/Kg を準用することとし、これを超過する場合には、食品衛生法第６条第２号に該当するものとして食用に供しない取扱いとし、各自治体に対して通知した。

当部会としては、厚生労働省が講じた魚介類中の放射性ヨウ素に対する食品衛生法上の暫定規制値の設定については、緊急的措置としてやむを得ないものと考えるとともに、放射性物質の放出が依然として収束していないこと等に鑑み、現状においては、当該暫定規制値を維持すべきものと考える。また、今後の規制値の検討に向けて、各種のデータを継続的に分析・評価する体制を構築

することが必要である。そのため、３月２４日の原子力安全委員会による判断においても、「引き続き、海域モニタリング調査を実施すべき」としているところ、国民の安全及び安心感を高めるために、検査・モニタリング体制の充実が必要と考える。

また、先の分科会所見同様、厚生労働省に対し、きめ細かい規制の整備、国民とのリスクコミュニケーションの内容及び機会の充実等に努めることを求める。

平成２３年４月
食 品 安 全 部

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における放射性物質対策部会の設置について

１．設置の理由

平成２３年３月１１日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所災害発生後、周辺環境から放射能が検出されたことを受け、厚生労働省においては、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする観点から、３月１７日、当分の間、原子力安全委員会により示された飲食物の摂食制限に関する指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第６条第２号に当たるものとして食用に供されることがないよう規制する措置を講じた。また、暫定規制値を設定していない魚介類から放射性ヨウ素を相当程度検出した事例が報告されたことを受け、４月５日、当分の間、野菜類の放射性ヨウ素の規制値を準用して魚介類の暫定規制値とした。

上述のとおり、我が国で初めての原子力緊急事態の発生に伴い、緊急的な措置を講じているところであるが、今後の放射性物質の環境への放出状況や食品中のモニタリング結果を踏まえて、適時リスク管理措置の妥当性を検証するとともに、食品安全委員会における食品健康影響評価を受けて食品中の放射性物質に関する規制のあり方の検討を行うなど、食品中の放射性物質に関する安全性確保に万全を期すため、薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会に放射性物質対策部会を設置し、調査審議を行うものである。

２．部会の所掌

放射性物質に係る食品の規制その他の措置に関する調査審議を行う。

薬事・食品衛生分科会食品衛生分科会
放射性物質対策部会　委員

明石　真言	(独)放射線医学総合研究所理事
阿南　久	全国消費者団体連絡会事務局長
高橋　知之	京都大学准教授（京都大学原子炉実験所）
角　美奈子	国立がん研究センター医長
山口　一郎	国立保健医療科学院生活環境部上席主任研究官
山本　茂貴	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長

事　務　連　絡
平成２３年４月４日

各 ⎧都 道 府 県⎫
　 ⎨保健所設置市⎬ 衛生主管部（局）御中
　 ⎩特　別　区⎭

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

農畜水産物等の放射性物質検査について

標記の件については、平成２３年３月１１日の福島第一原子力発電所の災害の発生後、各自治体において、４月３日までに912件の検査が実施され、137件の暫定規制値を超える食品が確認されているところです。

このような状況の中、原子力災害対策本部より、食品の出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方が示され、その中で、地方自治体における検査計画について盛り込まれたところです（別紙１）。

ついては、対象自治体におかれては適切に検査計画を策定し実施するようお願いします。

なお、厚生労働省においては、農林水産省、文部科学省等の協力を得ながら、検疫所、研究所、大学等における検査機器の配置状況を把握した上で、必要な検査機器を食品衛生検査施設に有しない都道府県等に対し、その近隣で検査機器を有する検疫所、研究所、大学等を紹介する仕組みを構築していることを申し添えます（別紙２）。

別紙１

平成２３年４月４日
厚生労働省

地方自治体の検査計画について

1　基本的考え方

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」（平成１４年３月）の追加要件を設定。

2　対象自治体

総理指示対象自治体（福島県、茨城県、栃木県、群馬県）及びその隣接自治体（宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県）並びに暫定規制値を超えた食品の生産自治体（東京都）

3　対象品目の選定

1　これまでの検査結果

放射性物質の降下状況は、福島第１原子力発電所からの距離が最も大きく影響していると考えられるため、都道府県ごとに検査結果を整理した。

ア　野菜類（ヨウ素１３１）

（ア）平均値又は中央値が１０００Bq/kg 超

ホウレンソウ（茨城県、栃木県、千葉県）、パセリ（茨城県、千葉県）、シュンギク（栃木県、千葉県）、カキナ（栃木県）、サンチュ（千葉県）、チンゲンサイ（千葉県）、セルリー（千葉県）

（イ）平均値又は中央値が５００Bq/kg から１０００Bq/kg

ホウレンソウ（神奈川県、埼玉県、群馬県）、サニーレタス（茨城県）、ミズナ（千葉県、茨城県）、コマツナ（千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県）、カキナ（群馬県）、ネギ（千葉県）、シュンギク（群馬県）

イ　乳（ヨウ素１３１）

平均値又は中央値が５００Bq/kg 以上

原乳（茨城県）

注）セシウム（１３４＋１３７）の暫定規制値超過例

パセリ（茨城県・２１１０Bq/kg）、ホウレンソウ（茨城県・１９３１Bq/kg）、コマツナ（東京都・８９０Bq/kg）、ホウレンソウ（栃木県・７９０Bq/kg）、カキナ（群馬県・５５５Bq/kg）、ミズナ（茨城県・５４０Bq/kg）

2　指標とするべき品目（重点的にチェックする食品）

ア　ホウレンソウ、シュンギク、カキナ、ミズナ、コマツナ（露地物を優先して選択）

イ　乳

ウ　その他国が別途指示する品目

3 上記のほかの対象品目

ア 生産状況を勘案した主要農産物

イ 市場において流通している食品（生産者情報が明らかなもの）

ウ 環境モニタリングの状況等を踏まえ国が別途指示する品目（例：一定の海域の水産物）

4 検査の頻度

週１回程度（曜日などあらかじめ計画すること）。ただし、暫定規制値を超える又は近い放射性物質が検出された場合、検査頻度について国が指示することがある。

5 検査の地域

地域的な広がりを把握するため、農作物については、農業生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて、自治体がその県域を適切な区域に分け、当該区域毎に複数市町村で採取。

4 その他

上記の内容については、必要に応じて国が地方自治体に別途指示することがある。

検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方

原子力災害対策本部

Ⅰ　趣旨

平成23年3月17日に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく放射性物質の暫定規制値を設定して以来、2週間が経過し、検査実績が900件を超えたことから、現時点での知見に基づき、食品の出荷制限等の要否を適切に判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断、出荷制限等の解除について、再整理する。

また、地方自治体の放射性物質の検査の実施体制を随時把握するとともに、中長期的な検査体制確保についても関係省庁において検討する。

Ⅱ　地方自治体の検査計画

1　基本的考え方

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」（平成14年3月）の追加要件を設定。

2　対象自治体

総理指示対象自治体（福島県、茨城県、栃木県、群馬県）及びその隣接自治体（宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県）並びに暫定規制値を超えた食品の生産自治体（東京都）

3　対象品目の選定

（1）これまでの検査結果

放射性物質の降下状況は、福島第1原子力発電所からの距離が最も大きく影響していると考えられるため、福島県以外の都道府県ごとに検査結果を整理した。

ア　野菜類(ヨウ素131)

(ア)　平均値又は中央値が1000Bq/kg 超。

ホウレンソウ(茨城県、栃木県、千葉県)、パセリ(茨城県、千葉県)、シュンギク(栃木県、千葉県)、カキナ(栃木県)、サンチュ(千葉県)、チンゲンサイ(千葉県)、セルリー(千葉県)

(イ)　平均値又は中央値が500Bq/kg から1000Bq/kg

ホウレンソウ(神奈川県、埼玉県、群馬県)、サニーレタス(茨城県)、ミズナ(千葉県、茨城県)、コマツナ(千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県)、カキナ(群馬県)、ネギ(千葉県)、シュンギク(群馬県)

イ　乳(ヨウ素131)

(ア)　平均値又は中央値が500Bq/kg 以上

原乳(茨城県)

注)セシウム(134+137)の暫定規制値超過例

パセリ(茨城県・2110Bq/kg)、ホウレンソウ(茨城県・1931Bq/kg)、コマツナ(東京都・890Bq/kg)、ホウレンソウ(栃木県・790Bq/kg)、カキナ(群馬県・555Bq/kg)、ミズナ(茨城県・540Bq/kg)

(2)指標とするべき品目(重点的にチェックする食品)

ア　ホウレンソウ、シュンギク、カキナ、ミズナ、コマツナ(露地物を優先して選択)

イ　乳

ウ　その他国が別途指示する品目

(3)上記のほかの対象品目

ア　生産状況を勘案した主要農産物

イ　市場において流通している食品（生産者情報が明らかなもの）

ウ　環境モニタリングの状況等を踏まえ国が別途指示する品目（例：一定の海域の水産物）

4　検査の頻度

週１回程度（曜日などあらかじめ計画すること）。ただし、暫定規制値を超える又は近い放射性物質が検出された場合、検査頻度について国が指示することがある。

5　検査の地域

地域的な広がりを把握するため、農作物については、農業生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて、自治体がその県域を適切な区域に分け、当該区域毎に複数市町村で採取。

Ⅲ　国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

1　暫定規制値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、地域・品目を対象とする。

2　地域については、JAS法上の産地表示義務が県単位までであることも考慮し、県域を原則とする。ただし、県、市町村による管理が可能であれば、県内を複数のブロックに分割することができる。

3　品目については、これまでのデータを踏まえ、個別品目ごとに検討する。

4　制限設定の検討に当たっては、1週間ごとに、検査結果を集約の上、要件への該当性を総合的に判断。必要に応じて追加的な検査の指示を行う。

・ 暫定規制値を超える品目について、地域的な広がりが不明な場合には、周辺地域を検査して、出荷規制の要否を判断。

・ 著しい高濃度の値が検出された品目については、当該品目のサンプル数にかかわらず、速やかに摂取制限を設定。

Ⅳ 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除条件

○ 解除については、当該地方自治体からの申請による。

1　解除対象の地域

集荷実態等を踏まえ、県内を複数の区域に分割する。

2　検査結果の水準

当該区域毎に原則として複数市町村で1週間ごとに検査し、3回連続暫定規制値以下とする（過去に暫定規制値を超えた市町村は必ず検査し、その他の市町村は原則として同一市町村での検査は行わない）。

なお、解除の判断にあたっては、福島第1原子力発電所の事故の状況も考慮する。

注　農林水産省の協力を得て、地点を定めて実施している定期的な検査は継続する。

3　解除後の検査

福島第1原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、上記2と同様の検査を行い、暫定規制値を超えた場合には必要な措置をとる。

4　個別品目の取扱い

ア　野菜

別添1

イ　乳

別添2

V　その他

ⅠからⅤの内容については、必要に応じて国が地方自治体に別途指示することがある。

別添1

野菜

1 地域

県全体のほか、出荷単位も踏まえ市町村など地理的範囲が明確になる単位で解除することができる。

2 品目

① ホウレンソウなど、個別品目ごとに解除することを原則とする。(なお、ハウスものと露地ものの分別は困難)

② ホウレンソウのように形態、表面積、重量等からみて測定値が高くなりやすい農産物について解除する場合には、それより測定値が低くなると考えられる農産物についても同時に解除する。

3 解除の要件(「安定的に暫定規制値を下回る」)

① 解除しようとする地域内の解除しようとする品目の出荷地域から複数点試料採取ポイントを選定

② 各採取ポイントから、概ね1週間ごとに継続的に試料を採取し、分析

③ 解除しようとする地域内の当該品目の採取ポイントの全てについて、3回連続して暫定規制値以下(不検出を含む)となる場合に、当該地域の当該品目を解除する。

4 解除後の措置

解除後も、3の①の試料採取ポイントにおいて定期的に試料の採取・分析を行い、分析結果を公表する。